

第 5 6 号 議 案

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和 7 年 3 月 1 7 日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

令和 7 年 3 月 1 7 日

総 務 課

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の概要

行政手続のオンライン化に伴い、請求者及び開示担当課の事務負担軽減の観点から、公文書の電子交付を可能とするため、別記様式第 1 号（公文書開示請求書）の改正を行うもの。

2 改正内容

- （１）様式中の「開示の実施方法」欄に定める「☐ 電子メール又はダウンロード」の追加。
- （２）その他、文言の修正。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月 日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第 号

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県情報公開条例施行規則（平成十二年群馬県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

1	☐ 閲覧、聴取又は視聴
2	☐ 写しの交付（ ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付）
(1)	☐ 紙 ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。
(2)	☐ 電磁的記録媒体（ ☐ C D - R ☐ D V D - R） 電磁的記録を保有していない場合には、スキヤナ により複写物の交付を希望する（保有する場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。
(3)	☐ その他の媒体（ ）

を

1	☐ 事務所における開示 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）
2	☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載）

※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合）
(1) ☐ 紙（ ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。）
(2) ☐ 電磁的記録 ☐ C D - R ☐ D V D - R ☐ 電子メール又は ダウンロード 電磁的記録を保有していない場合には、スキヤナに より複写物の交付を希望する（保有する場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。
(3) ☐ その他の媒体（ ）

に改める。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 改正後の群馬県情報公開条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(新)

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長

あて

郵便番号

住 所

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 (連絡担当者名)

群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する 公文書の内容 又は件名	
開示の実施方法	1 ☐ 事務所における開示 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載) 2 ☐ 送付による写しの交付(下記「※写しの交付媒体」を記載) ※写しの交付媒体(写しの交付を希望する場合) (1) ☐ 紙(☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) (2) ☐ 電磁的記録 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール又はダウンロード ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。) ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体()

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ 記入	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。

(旧)

別記様式第1号(規格A4)(第3条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

群馬県教育委員会教育長

あて

郵便番号

住所

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号 (連絡担当者名)

群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

開示を請求する 公文書の内容 又は件名	
開示の実施方法 (ご希望の□にチェックしてください。 例「■」「レ」)	1 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 2 ☐ 写しの交付 (☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付) (1) ☐ 紙 (☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。) (2) ☐ 電磁的記録媒体 (☐ CD-R ☐ DVD-R) ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する(保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。) ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体 ()

以下の欄には記入しないでください。

処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ 記入	
事務担当課等	電話番号 (内線)
備 考	

注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。

群馬県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（平成12年群馬県教育委員会規則19号）【新旧対照表】

群馬県教育委員会

改正後	改正前																								
別記様式第1号（規格A4）（第3条関係） 公文書開示請求書 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 郵便番号 住 所 氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名） 電話番号 - - （連絡担当者名） 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。 <table><tr><td>開示を請求する公文書の内容又は件名</td><td></td></tr><tr><td>開示の実施方法</td><td>1 ☐ 事務所における開示 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） 2 ☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） ※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合） (1) ☐ 紙（☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール又はダウンロード ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）</td></tr></table> 以下の欄には記入しないでください。 <table><tr><td>処 理 状 況</td><td>1 後日決定 2 即日開示</td></tr><tr><td>対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入</td><td></td></tr><tr><td>事務担当課等</td><td>電話番号 （内線）</td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table> 注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。	開示を請求する公文書の内容又は件名		開示の実施方法	1 ☐ 事務所における開示 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） 2 ☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） ※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合） (1) ☐ 紙（ ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール又はダウンロード ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）	処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示	対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入		事務担当課等	電話番号 （内線）	備 考		別記様式第1号（規格A4）（第3条関係） 公文書開示請求書 年 月 日 群馬県教育委員会教育長 郵便番号 住 所 氏 名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者氏名） 電話番号 - - （連絡担当者名） 群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。 <table><tr><td>開示を請求する公文書の内容又は件名</td><td></td></tr><tr><td>開示の実施方法</td><td>1 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 2 ☐ 写しの交付（☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付） (1) ☐ 紙（☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録媒体（☐ CD-R ☐ DVD-R） ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）</td></tr></table> 以下の欄には記入しないでください。 <table><tr><td>処 理 状 況</td><td>1 後日決定 2 即日開示</td></tr><tr><td>対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入</td><td></td></tr><tr><td>事務担当課等</td><td>電話番号 （内線）</td></tr><tr><td>備 考</td><td></td></tr></table> 注 不明な点は、係員に相談の上、記入してください。	開示を請求する公文書の内容又は件名		開示の実施方法	1 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 2 ☐ 写しの交付（ ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付） (1) ☐ 紙（ ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録媒体（ ☐ CD-R ☐ DVD-R） ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）	処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示	対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入		事務担当課等	電話番号 （内線）	備 考	
開示を請求する公文書の内容又は件名																									
開示の実施方法	1 ☐ 事務所における開示 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 ☐ 写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） 2 ☐ 送付による写しの交付（下記「※写しの交付媒体」を記載） ※写しの交付媒体（写しの交付を希望する場合） (1) ☐ 紙（ ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録 ☐ CD-R ☐ DVD-R ☐ 電子メール又はダウンロード ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）																								
処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示																								
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入																									
事務担当課等	電話番号 （内線）																								
備 考																									
開示を請求する公文書の内容又は件名																									
開示の実施方法	1 ☐ 閲覧、聴取又は視聴 2 ☐ 写しの交付（ ☐ 窓口での交付 ☐ 送付による交付） (1) ☐ 紙（ ☐ カラー部分を含む頁は、カラーコピーを希望する。） (2) ☐ 電磁的記録媒体（ ☐ CD-R ☐ DVD-R） ☐ 電磁的記録を保有していない場合には、スキャナによる複写物の交付を希望する（保有する処理装置により容易に実施できる場合に限る。）。 ※別途読み取り費用が発生します。 (3) ☐ その他の媒体（ ）																								
処 理 状 況	1 後日決定 2 即日開示																								
対象公文書の名称 ※即日開示の場合のみ記入																									
事務担当課等	電話番号 （内線）																								
備 考																									

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。</u>	